

ペット医療保険「ワクチンサポート保険」重要事項説明書

この書面では、ペット保険「ワクチンサポート保険」（正式名称：ペット医療保険）に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、商品内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

●本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「普通保険約款」および「特約条項」に記載しておりますのでご確認ください。また、ご不明な点については当社または取扱代理店までお問い合わせください。

マークのご説明

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

1 ご契約前にご確認いただきたいこと

1 商品のしくみ

契約概要

この保険は、家庭で飼育されている犬または猫として飼育されており、そのペットが保険期間中に病気やケガで日本国内の動物病院で所定の通院・入院・手術を受けたときに、治療費の一定割合を補償する保険です。

2 補償の概要

契約概要

注意喚起情報

保険金をお支払いする場合

被保険動物が、責任開始日以降、保険期間中に発症した傷病の直接の結果として被保険動物の平常の生活行動に支障が生じ、その疾病の治療を直接の目的として、この保険契約の保険期間中に動物病院等において獣医師による治療を受けた場合、被保険者がその治療費用を支出したとき、次の保険金をお支払いします。

なお、お支払いする保険金は、補償の対象となる治療費に補償割合を乗じた額となり、保険証券等記載の支払限度額および支払限度日数（回数）の範囲内となります。

3 支払事由および支払金額

契約概要

●主契約

補償の名称	保険金の名称	保険金支払事由	支払金額
予防後治療補償	予防後治療保険金	獣医師により、予防処置（※1）を受けた後、その予防処置により平常の生活行動に支障が生じ（※2）、獣医師による治療を受けたとき	実際に負担した治療費用に補償割合を乗じた額

※1

ジステンパー感染症、犬伝染性肝炎、犬アデノウイルス2型感染症、狂犬病、コロナウイルス感染症、レプトスピラ感染症黄疸型、レプトスピラ症カニコラ型、犬パラインフルエンザ感染症、フィラリア感染症、猫カリシウイルス感染症、猫ウイルス性鼻気管炎、猫白血病ウイルス感染症、猫クラミジア感染症、猫汎白血球減少症、後天性免疫不全症候群（FIV）

※2

予防処置を受けたときから72時間以内に平常の生活行動に支障が生じた場合の症状とします。

■以下に該当するものは前項に定める治療費用には含めません。

既往症・先天性異常 等	●保険期間が始まる前から被っていた傷病 ●保険期間が始まる前にすでに獣医師の診断により発見されていた先天性異常
傷病にあたらぬもの	●正常な妊娠・出産、交配、早産、帝王切開、流産、人工流産ならびにそれらによって生じた病状および傷病 等 ●安楽死、去勢、避妊および不妊治療 ●爪切り（狼爪の除去を含みます。）、乳歯遺残、歯石取り、過長歯に起因するすべての処置（不正咬合を含みます。） ●断耳、断尾、声帯除去および美容整形など疾病治療ではない手術、 ●停留睪丸、睫毛乱生、涙やけ、臍ヘルニア、そけいヘルニアおよび肛門腫しぼり等健康体に施す外科的手術やその他の医療・検査処置
予防に関する費用 等	●疾病予防のための薬物投与・注射、検査 等（持ち帰りの予防薬も含みます。） ●フィラリア・ノミ・ダニ等の駆除薬および薬剤投与等の処置に要する費用 等
検査・代替医療 等	●健康体に行われた検査後に症状原因または診断名が確定した場合のその検査費用（健康体を想定して行われた検査費用を含み、加療の効果を計るために治療の一環を構成する検査費用は含みません。） ●漢方、温泉療法、酸素療法、免疫療法等の代替的処置による治療のための費用（当会社が獣医学の水準に従い、有効性が検証された治療と判定し、かつ獣医師によって施術される処置を除く。）
健康食品・医薬部外品 等	●食物、療法食、サプリメント、ビタミン剤などの健康食品に要する費用。ただし、入院中の食事を除きます。

治療費以外の費用 等

- シャンプー剤（薬用シャンプー剤および医薬品シャンプー剤を含みます。）およびイヤークリーナーに要する費用（いずれも動物病院内での処置に用いられるものを除きます。）。
- 被保険動物の遺体の処置費用、葬儀費用、埋葬費用等の被保険動物の死後に要した費用
- マイクロチップの装着費用、カウンセリングの費用、日本国外での治療行為
- 獣医師による医療過誤によって生じた傷病、動物病院または獣医師の不正行為に起因する治療費用

保険金をお支払いができない主な場合

当社は以下の事由により生じた傷病に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者または被保険者による故意または重大な過失
- (2) 保険契約者または被保険者の脳疾患、精神障害または心神喪失に起因する事故
- (3) 保険契約者または被保険者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができない恐れがある状態で運転している間に生じた事故
- (4) 地震、噴火または津波
- (5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (6) 第4号もしくは第5号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う混乱に基づいて生じた事故
- (7) 保険契約者または被保険者が、被保険動物に対して、給餌、給水その他飼い主が社会通念上当然に行うべき基本的な健康・衛生管理を怠ったことが原因で生じた傷病
- (8) 下表の疾病およびこれらに起因する疾病に対しては、当社は、保険金を支払いません。
ただし、あらかじめ獣医師の指導によって予防ワクチン接種等の有効な予防措置が講じられているときには保険金を支払います。

ジステンパー感染症、犬伝染性肝炎、犬アデノウイルス2型感染症、狂犬病、コロナウイルス感染症、レプトスピラ感染症黄疸型、レプトスピラ症カニコラ型、犬パラインフルエンザ感染症、フィラリア感染症、猫カリシウイルス感染症、猫ウイルス性鼻気管炎、猫白血病ウイルス感染症、猫クラミジア感染症、猫汎白血球減少症、後天性免疫不全症候群（FIV）

4 補償プランの設定

契約概要

ご契約いただいた補償プランは保険証券等にてご確認ください。

補償割合	1プランのみ
予防後治療補償	100%補償
保険期間	30日間

5 補償の重複

注意喚起情報

他のペット保険契約等がある場合には、その契約において保険金が支払われているか否かにより、弊社がお支払いする保険金の額の算出方法が異なります。また、損害の額を超過してお支払いが発生した場合には、弊社を含め各保険会社とご契約者等にて調整させていただくことがあります。

6 主な特約およびその概要

契約概要

すべての契約に適用される特約

特約名	特約の概要
免責期間不適用特約	この特約を付加した場合、初年度契約において契約日から起算して30日間を疾病の免責とする「普通保険約款第3条（保険期間および当会社の保険責任）第2条第2号の規定」を不適用とします。

※詳しくは「普通保険約款および特約」でご確認ください。

7 保険期間と保険責任

契約概要

注意喚起情報

保険期間は30日間です。保険期間の満了日で保険契約は終了します。

始期	保険証券記載の保険期間の初日を契約日としてその日の午前0時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻）
満期	保険証券記載の保険期間の保険期間の末日を満了日としてその日の午後12時（24時）

9 引受条件

契約概要

- 保険の対象となるペットが、家庭で飼育されている犬または猫であること。
- 保険契約者が、日本国内に在住の個人または法人であること

告知内容により、お引受けできない場合や、特定の病気や体の部位については補償しないといった条件でのお引受けとなる場合があります。既に当該ペットが他のペット保険に加入している場合は、当商品にお申込みできない場合があります

10 保険料に関する事項

契約概要

- 保険料：保険料は補償の対象となるペットについて、犬または猫の別、年齢別に関わらず同じ保険料となります。保険料の支払方法には1回払のみとなります。

2 ご契約時にご確認いただきたいこと

1 クーリングオフのご説明（契約申込みの撤回等について）

注意喚起情報

(1) 申込書を記入していただいた日、またはこの「注意喚起情報」をお受け取りいただいた日の、いずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面よりお申込の撤回をすることができます。この場合、お申込みいただいた金額は全額お返しいたします。

(2) クーリングオフは、郵便（ハガキ・封書など）により、前述の期間内（8日以内の消印有効）に、当社までお申し出ください。郵便（ハガキ・封書など）には、クーリングオフをする旨を明記し、ご契約者のご署名・ご捺印、住所・電話番号、ご契約の申込日、保険料返金口座（ご契約者本人名義）をご記入ください。

(3) クーリングオフは、取扱代理店では受付できませんのでご注意ください。

(4) 保険契約者が事業者で、被保険者と同一ではない場合、クーリングオフは利用できません。

02220002
つばき少額短期保険株式会社
岩手県大船渡市大船渡町
字富沢2番地の1

下記の保険契約を
クーリングオフします。

- ①ご契約者のご署名・ご捺印・住所・電話番号
- ②ご契約の申込日（当社直接扱を除く）
- ③保険料返金口座（ご契約者本人名義）

書面の郵送先

〒022-0002

岩手県大船渡市大船渡町字富沢2番地の1

つばき少額短期保険株式会社 クーリングオフ係

2 保険契約者および被保険者

注意喚起情報

次のとおりとなりますので、ご確認ください。

保険契約者

保険契約を申し込まれた方（申込書記載の申込人）で、保険証券に記載された方をいいます。保険契約内容の変更などの契約に関する権利および保険料の支払などの契約に関する義務を持つ方となります。

被保険者

被保険動物の主たる飼い主（被保険動物を所有、占有または管理する方）で、保険証券の被保険者欄に記載された方で、この保険の補償を受けられる方をいいます。

ご契約者および被保険者は、反社会的勢力に該当しないことが申込条件です。保険契約者、被保険者が次の反社会的勢力のいずれかに該当すると認められた場合には、普通保険約款に基づき、保険契約は解除されます。

①暴力団 ②暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む） ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業その他反社会的勢力

3 告知義務等

注意喚起情報

お客様には、ご契約時に弊社が告知を求めた以下の事項に事実を正確に告げていただく義務があります。告知事項が事実と異なる場合は、保険金をお支払いできなったり、ご契約を解除することがあります。特に以下のような事項については十分にご注意願います。

- (1) ご契約のペットの種類、品種、体重〔混血犬（ミックス犬）の場合〕、保険契約の始期日時点での満年齢
- (2) ご契約のペットの過去のケガ・病気の履歴および現在の健康状態（健康状態などにより、特定のケガ・病気をお支払いの対象としない条件でお引受けできる場合や、契約のお引受けができない場合があります。）
- (3) 他のペット保険契約等の有無

4 保険料の払込方法・回数

契約概要

●払込方法

保険料の主な払込経路は口座振替・クレジットカード・コンビニエンスストア・団体扱などです。

●払込回数

月払（保険料の全額を1回で払い込み）※実際にご契約いただく保険料、払込方法、払込経路については、ペット保険契約申込書にてご確認ください。

7 通知義務等 注意喚起情報

保険契約者または被保険者は、保険証券など記載に変更が発生した場合は、遅滞なく当社までご連絡ください。ご連絡のない場合は、損害が発生しても保険金をお支払いできない場合があります。

- ①ペットが死亡した場合
- ②ペットを他人に譲渡した場合
- ③ペットの用途や飼育の目的を変更した場合
- ④被保険者が死亡した場合

3 ご契約後にご確認いただきたいこと

1 解約と解約返戻金に関する事項 契約概要 注意喚起情報

ご契約後、保険契約を解約される場合には、当社または取扱代理店にお申し出ください。解約時の返戻金は「契約概要」に記載のとおり、払込まれた保険料の合計額より少ない金額になります。

●解約返戻金

保険期間中に契約の解約をご希望の場合は、当社または取扱代理店にお申し出ください。解約に際しての返戻金は、次のとおりとなります。

月 払	返戻金はありません
-----	-----------

2 契約の失効 注意喚起情報

・払込期日の翌月末日までに、払込まれるべき保険料の全額が払込まれないときは、保険契約を払込期日の翌々月1日の午前0時より失効します。

3 重大な事由による解除 注意喚起情報

この保険では、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約を解除することがあります。

- (1) 保険契約者、被保険者または他人に保険金を搾取する目的でご契約のペットにケガ等をさせた場合
- (2) 保険契約者、被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- (3) 被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合
- (4) 上記のほか、(1) から (3) と同等に弊社の信用を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

4 ペット賠償責任特約を付帯した場合のご契約の場合 注意喚起情報

【事故が起こった時の手続きについて】

ご契約のペットが、日本国内において他人に噛みついたり、他人の物を壊してしまった等の事故が発生した場合は、すみやかに弊社までご連絡ください。

事故にかかわる相手方との示談交渉は、必ず事前に弊社へご相談の上進めてください。ご不明な点は、ホームページをご覧ください。直接弊社までお問い合わせください。

5 保険期間中の保険料の増額または保険金の削減 注意喚起情報

- (1) 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生した場合、保険期間中において保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (2) 保険金の支払事由に該当するにもかかわらず、想定外的事象発生により、会社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が発生した場合には、保険金を削減して支払うことがあります。

4 その他 ご注意いただきたいこと

1 満了日以降のご契約継続について 契約概要 注意喚起情報

この保険は保険契約満了日で終了し、ご契約継続はできません。

2 保険金の請求について 契約概要 注意喚起情報

直接弊社へ保険金を請求する際は、保険金の請求に必要な書類を診療日から30日以内にご提出ください。当社提携の対応病院において加入者証を提示して診療を受けられた場合には、被保険者にかわってその対応病院が、弊社へ保険金を請求し、受領することになります。

3 保険金をお支払いする時期 契約概要 注意喚起情報

直接弊社へ保険金を請求された場合、請求に必要な事項が記載されたすべての書類が到着した翌日から起算して30日以内にご指定口座にお支払いします。

ただし、特別な調査・照会等が必要となる場合は、完備書類が弊社に到着した翌日から起算して60日以内に保険金をお支払いします。

●飼い主補償特約の場合

請求に必要な事項が記載されたすべての書類が到着した翌日から起算して5営業日以内にご指定口座にお支払いします。

ただし、保険金を支払うために確認が必要となる場合は、完備書類が弊社に到着した翌日から起算して45日以内に保険金をお支払いします。

4 保険証券の発行について

注意喚起情報

保険契約の締結時の書面として保険証券をお届けします。また、マイページから「Web 保険証券」の閲覧・ダウンロードもできます。
※書面での保険証券をご希望の方は、弊社へご連絡ください。

5 保険料控除について

契約概要

当商品は、保険料控除の対象にはなっておりませんのでご注意ください。

6 配当金、満期返戻金について

契約概要

当商品は、満期返戻金および契約者配当金はありません。

7 保険会社破綻時の取扱い

契約概要

注意喚起情報

当社は少額短期保険業者であり、保険契約者保護機構による資金援助等の適用はありません。また、この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約に該当しません。

8 少額短期保険業者について

注意喚起情報

当社は、保険業法に定める「少額短期保険業者」です。少額短期保険業者が引受できる保険契約については、次のような制限があります。

- ①損害保険分野については、保険期間2年以内、保険金額1,000万円以下となります。なお、このペット保険は保険期間1年です。
- ②同一の被保険者について引受けられるすべての保険の保険金額の合計額は原則1,000万円以内です。
- ③同一の保険契約者について引受けられるすべての保険の保険金額の合計額は10億円以内です。

9 個人情報の取扱いに関して

注意喚起情報

つばき少額短期保険株式会社（以下、「当社」といいます）は、お客様の個人情報の保護を、最も重要な責務と思量いたしております。当社は、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守するための「個人情報保護規定」を整備し、役職員に遵守させてまいります。

I. 個人情報の利用目的

当社は、個人情報を次の目的のために利用します。これらの目的のほかに利用することはありません。

1. 各種保険契約のお引受け、維持管理、保険金等のお支払い
2. 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
3. 関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
4. その他保険業務に関連・付随する業務

II. 収集する個人情報の項目

当社は、ご本人の住所・氏名・生年月日・性別・職業・電話番号・健康状態など・保険契約の締結・維持管理、商品のご案内ならびに諸サービスの提供に必要な個人情報を収集しています。

III. 個人情報の提供

当社は、次の場合を除いて、ご本人の個人情報を外部に提供することはありません。

1. あらかじめ、ご本人が同意されている場合
2. 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（当社募集代理店を含む）へ委託する場合
3. 再保険の手続をする場合
4. ご本人または公共の利益のため必要であると考えられる場合
5. ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
6. 当社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合（「グループ会社・提携企業との共同利用について」は、当社ホームページをご覧ください。）
7. その他法令に根拠がある場合

IV. 個人情報の管理方法

当社は、ご本人の個人情報を正確、最新なものにするよう常に適切な処置を講じています。また、法令等により要請される、組織的、技術的、人的な各安全管理措置を実施し、ご本人の個人情報への不当なアクセス、個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい等を防止するため、万全を尽くしています。なお、当社の委託を受けて個人情報を取り扱う会社にも、同様に厳重な管理を行わせています。万一、個人情報に関する事故が発生した場合には、迅速かつ適切に対応いたします。

V. 個人情報の開示、訂正等、利用停止等

当社は、ご本人の個人情報の開示、訂正等（訂正、追加、削除）、利用停止等（利用停止、消去）のご請求があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、当社業務に支障のない範囲内で対応いたします。なお、ご要望にお応えできない場合は、ご本人に理由を説明いたします。これらの具体的な請求手続きについては、当社のホームページをご参照いただくか、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

VI. 個人情報取扱いに関する継続的改善

当社は、個人情報の取扱いに関して定期的に改善し、また一層の個人情報保護のための改善に取り組む所存です。なお、当社の個人情報の取扱いについてのご意見、お問い合わせは下記までお願いいたします。また、この個人情報保護指針に変更が生じた場合は、当社ホームページ等に掲載又はご通知し公表いたします。

当社ホームページURL <http://www.tsubaki-hoken.co.jp/>

少額短期ほけん相談室のご案内

当社との間で問題を解決できない場合には、指定紛争解決機関である、下記協会にご相談いただくこともできます。

一般社団法人 日本少額短期保険協会
「少額短期ほけん相談室」

TEL:0120-82-1144 FAX:03-3297-0755

受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00

(土日・祝日、年末年始の休業日を除く)

支払時情報交換制度

当社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社等の社名は、(社)日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

当社お問合せ先

つばきカスタマーセンター 0800-170-4101
(平日 9:00～18:00) 土日祝日休業

つばき少額短期保険株式会社

〒022-0002 岩手県大船渡市盛町字町7番地19

当社ホームページ：<https://tsubaki-hoken.co.jp/>